

(財)全日本私立幼稚園幼児教育研究機構 第7回評議員会

田中雅道副理事長からの報告

(平成20年6月30日開催の同会議に於ける発言要旨)

「教員免許状更新講習について」

(財)全日私幼研究機構による30時間開催を検討

数週間前、文部科学省 大木教職員課長から会談の申し入れがあり、幼稚園教員向けの18時間講習だけでなく、全教員向けの12時間講習も含めて、(財)全日私幼研究機構で講習を開催することを検討してほしいと要請を受けた。半年前の見解とは大きく異なっている。

理由は、現在の12時間講習は小中学校の学習指導要領を中心にして構成されており、幼稚園の先生に役立つものになっていないと危惧されるため。私立幼稚園の場合は、幼稚園教育要領の講習などを含めた12時間講習の内容作成の必要性を感じており、現時点では30時間全ては無理かもしれないが、将来的に考えてほしいとのことであった。

更新制度の概要

対象者と運用は次の通り。

対象者	平成22年度末に満年齢が35歳、45歳、55歳の人
必要事項	22年度末までに30時間の講習を終了し、本人が更新申請手続きをする
備考	昭和30年4月1日以前に生まれた人は免許更新制度の対象にならない。 管理者、優秀教員表彰を受けた人は更新講習を免除される。ただし、教育委員会への免除申請手続きが必要。 主任を管理者と取り扱うかどうかは、(財)全日私幼研究機構と文部科学省で検討中であり、今後一定の基準を定めて運用していく予定。

<対象者が更新講習を受けなかった場合の措置>

免許、および大学で取得した単位は失効しないため、講習を受講すれば復帰できる。更新対象年齢の年度を過ぎ、復帰確定時点で受講・更新手続きを行うことも可能。

<在宅の免許保持者への対応>

・勤務経験がある人については、退職した園の園長が、勤務経験を証明する申請用紙に捺印

すれば受講が可能となる。

- ・勤務経験がない人については、都道府県の団体で就職希望者リストなどを作成、団体長名による証明が可能になった。呼びかけとリスト作成は、人手不足解消の一助にもなると思われる。積極的に取り組み、有効活用してほしい。

免許更新講習の実施について

<開催の現状>

全ての教諭を対象とする必修の12時間講習については、各都道府県の基幹大学で開催されている。今年度は文部科学省の委託を受けて実施され、受講費用が無料。そのためか、募集後、数時間～数日で満員になる状況だ。次年度以降は落ち着いてくるだろう。

<（財）全日幼研究機構による開催予定>

（財）全日私幼研究機構は、今年度、幼稚園教諭の資質向上を図るための18時間講習を開催する。内容と時間は次の通り。文部科学省からの委託事業として開催する8月の予定も付記する。

- | | | |
|-------------------|--------|---------|
| 保育現場での質を高める（6時間） | ：8月2日 | 和歌山県田辺市 |
| 幼稚園の役割を広げ深める（6時間） | ：8月9日 | 東京都千代田区 |
| 幼稚園教育内容を深める（6時間） | ：8月16日 | 北海道北見市 |

以降は各都道府県または各地区で実施し、受講者に費用負担が発生する。

<受講費用について>

（財）全日私幼研究機構と開催地区との費用の案分については未定。決定まで、開催時に徴収した費用を開催地区県の責任において保管してほしい。

受講費用の金額は内部と外部で差をつけてもかまわないとの回答を得ており、各開催県の判断でも良いのではないかと。費用については、7月4日の会議でさらに確認していく。

<開催方法>

従来の研修で行われていた全体講演会の後、分科会を行い、合計6時間開催とすることも可能になる見込み。同一日の開催ではなく、1日2時間ずつ日を変えて実施してもよい。

地区教研などでは、全分科会を免許状更新講習と申請し、受講者の中の更新対象者のみテリストすることも可能。

<開催申請>

6ヵ月以前に申請書を文部科学省に提出し、許可を受ける必要がある。次年度以降開催を希望する場合は今年の10月、11月頃から（財）全日私幼研究機構に相談の上、講師リスト、講習スケジュールなどを提出してほしい。1年で18時間の講習を設定することも可能だろう。

修了試験について

<合格が認められなかった場合>

講習修了とは認められず、再受講が必要となる。ただし、免許更新講習は教員の資質向上が狙いであり、厳格な試験の実施は求められていない。

<レポートの可否>

講義を受けてレポートを提出し、講義した人がその内容で合格を判断することも成り立ち得る。

<試験問題の取り扱い>

試験問題は必ず回収すること。全て回収された問題は、他の会場で再使用できる。

8月に文部科学省委託事業として3箇所で開催する講習の試験は現在作成している。このコピーを参考資料として、今後の開催県に配布することは可能だが、取り扱いには厳重を期す。漏洩防止のため、メールの使用等は止め、内容証明付きの書類でやりとりする。

他で使用された問題を使うことはできない。講義を担当した人が独自に作成する必要がある。詳細は(財)全日私幼研究機構と相談の上、試験を作成する人と十分連絡を取り合って作成してほしい。

以上